基金取扱規程

第１条（目的）

本規程は、定款第５章に基づき、当法人における基金の募集、割当て、拠出、現物拠出、基金名簿の管理、返還その他基金の取扱方針について必要な事項を定めることを目的とする。

第２条（募集決定）

１．基金を引き受ける者の募集を行おうとするときは、その都度、理事会の決議によって次の事項を定める。

（１）募集する基金の総額

（２）金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

（３）基金の拠出の申込みの期日

（４）基金の払込みの期日または期間

第３条（募集の通知および申込み）

１．当法人は、基金の募集に応じようとする者に対し、次の事項を通知しなければならない。

（１）当法人の名称

（２）前条第１項各号に掲げる事項

（３）拠出された基金の返還の手続

（４）その他法人の状況に関する重要な事項

２．基金の募集に応じようとする者は、氏名または名称、住所および引き受けようとする基金の額を記載した申込書を当法人に提出しなければならない。

第４条（割当ておよび払込み）

１．当法人は、申込者の中から基金の割当てを受ける者およびその額を理事会において決定する。

２．基金の割当てを受けた者（以下「基金拠出者」という。）は、第２条第１項第４号の期日または期間内に、割当てられた額の金銭を当法人の指定する口座に払い込まなければならない。

第５条（基金名簿）

１．当法人は、基金名簿を作成し、次の事項を記載または記録する。

（１）基金拠出者の氏名または名称および住所

（２）基金拠出者が拠出した基金の額（金銭以外の財産にあっては、その内容および価額）

（３）基金拠出の年月日

２．当法人は、基金名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第６条（基金の返還）

１．拠出された基金の返還は、定時社員総会の決議を経て行う。

２．基金の返還は、当該年度の決算においてある貸借対照表上の純資産額から次の合計額を控除した額（返還可能額）を限度とする。

（１）資本金または基金の額

（２）指定正味財産額（または代替基金の額）

（３）その他関係法令で定める額

３．返還の時期および方法については、理事会の決議により定める。

第７条（権利の譲渡等）

基金拠出者は、当法人の承諾を得なければ、基金の返還を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ、その他担保に供することはできない。

第８条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、2022 年 4 月 1 日より施行する。